

事務連絡
令和3年1月20日

障害福祉サービス事業所 各位

中城村福祉課
課長 照屋 淳

新型コロナウイルス感染症拡大防止にともなう臨時的な取扱い等について（通知）

平素より本村の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

みだしの件について、県内における最近の新型コロナウイルスの感染状況と令和3年1月19日に沖縄県から緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業所の閉所及び自粛をした場合の代替的支援（在宅支援サービス）等について、本村では下記の条件のもと臨時的に取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 適用開始年月日：令和3年1月20日（水）
2. 適用終了予定日：令和3年2月28日（日）
※国・県からの通知により変更になる場合もあります。
※今後の対応については随時村ホームページにてお知らせします。
3. 条件
 - ① 在宅でのサービスを希望する利用者で、電話等による健康管理や相談支援等、できる限りの支援提供を行った場合。
※代替的支援実施の際はこれまでの厚生労働省の通知やQ&Aを参考にしてください。
 - ② 別紙報告書に代替的支援を記録し、利用者署名の上、提供月の翌月15日までに本村に提出すること。
 - ③ 利用者（保護者）には代替的支援を行ったときにも利用者負担が発生することになりますので、事前に丁寧な説明を行い、承諾を得てください。
4. その他
適用期間外に代替的支援を行う場合等には村役場福祉課までご相談ください。また、事業所内で感染者等が発生した場合もご連絡くださいますようお願いいたします。